

第1号議案

令和8年度事業計画

事業方針

当協会は、食品衛生の向上を目的とした公益目的事業として、食品衛生指導員事業、諸講習会事業、検査事業、出版事業、表彰事業等とともに都道府県市食品衛生協会及び地域食品衛生協会の事業の支援を行っています。また、収益事業として、共済事業、不動産事業等を行っています。

近年は食品衛生責任者講習会事業へのeラーニング導入、食品営業賠償共済Webシステムの導入、検査料金の値上げ、派遣労働者の削減等を進めたものの、コロナ禍以降、諸事業の停滞、物価高等による経費の増大、本部の移転等により収支が悪化しており、その改善が急務となっています。

このため、令和8年度においては、持続可能な組織及び事業運営を目指して、収益の増加及び経費の節減を図りつつ、次の事業を基本として取り組みを進めます。

(1) 自主衛生管理の推進について

- 1) 食品衛生指導員活動
- 2) 手洗いマイスター活動
- 3) 食品衛生指導員全国研修会の実施
- 4) 「食の安心・安全・五つ星」事業

(2) 食品衛生知識向上のための普及啓発

- (3) 「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業（普及啓発活動）
- (4) 「あんしんフード君」の推進（消費者保護）

I 組織等に関する事業

1. 会議等の開催について

令和8年度主要会議等の日程は以下のとおりです。

5月22日(金)	理事会[決算](日食協) ※日食共組は書面理事会にて実施	会場：食品衛生センター
6月19日(金)	定時総会(日食協)、通常総代会(日食共組)	会場：食品衛生センター
6月23日(火)	近畿ブロック大会(開催地：京都市)	
7月2日(木)	九州ブロック大会(開催地：宮崎県)	
7月9日(木)	関東甲信越ブロック大会(開催地：山梨県)	
7月16日(木)	北海道・東北ブロック大会(開催地：秋田県)	
7月16日(木)	東海北陸ブロック大会(開催地：岐阜県)	
7月17日(金)	中・四国ブロック大会(開催地：広島市)	
8月3日(月)	第51回食品衛生懇話会(予定)	
8月下旬	表彰中央審査会	
9月8日(火)	食品衛生指導員全国研修会(開催地：大阪市)	
～9日(水)		

10月21日(水)	全国支部長会議 食品衛生指導員全国大会	会場：食品衛生センター 会場：浅草公会堂
10月22日(木)	食品衛生功労者・食品衛生優良施設表彰式	会場：明治座
1月21日(木)	新春賀詞交歓会	会場：浅草ビューホテル
2月～3月	各委員会	会場：食品衛生センター
3月	理事会[予算] (日食協・日食共組)	会場：食品衛生センター

2. 支部・特別会員等との連携について【公1：自主衛生管理体制の推進】【公3：飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止する事業】【法人会計】

全国の食品衛生協会及び特別会員等との連携を図るため、次の事業を実施します。

- ・支部総会や食品衛生大会への出席、講師派遣等
- ・ブロック大会の開催（別紙-6、P.44）、ブロック連絡協議会の支援、支部長会議及び支部長懇談会の開催
- ・ブロック大会及びブロック連絡協議会等のプログラムと開催時期の検討
- ・食品衛生情報の提供、日食協ニュースの発行
- ・賀詞交歓会の開催
- ・災害への支援活動
- ・消費者団体との連携、協力
- ・食品衛生協会のPR活動

II 公益目的事業

1. 自主衛生管理の推進について

(1) 食品衛生指導員活動【公1：自主衛生管理体制の推進】

食品等事業者の自主的な衛生管理を推進するため、日食協では食品衛生指導員活動特別補助金（総額3,416万円）を各支部へ交付し、次の事業を実施します。

1) 食品衛生指導員養成研修事業

- ・食品衛生指導員養成講習会の積極的な開催
- ・食品衛生指導員手帳、食品衛生指導員証等の発行

2) 食品衛生指導相談事業

- ・食品衛生指導員による巡回指導の実施

[令和8年度重点指導目標]

○HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り

～合言葉は「五つ星」！指導員の力で食品衛生～

- ・食品衛生指導員指導資料等の作成・配付
- ・食品衛生指導員重点指導目標に沿った内容の研修会の開催

(2) 「食の安心・安全・五つ星」事業【公1：自主衛生管理体制の推進】

全国の食品衛生協会の事業発展と食品衛生指導員活動活性化のため、「食の安心・安全・五つ星」事業を令和6年度より改めて主要事業と位置付けています。

令和8年度は、HACCP型へ完全集約した初年度として本事業の推進強化を目的に、以下の対応を進めます。

1) 新規 HACCP 型促進費の交付

HACCP型五つ星の新規参加施設数に応じ促進費(1,000円×新規HACCP型施設数)を交付します。

2) 推進用品の配布

(3) 手洗いマイスターの活動【公1：自主衛生管理体制の推進】

昨年に引き続きACジャパンの支援キャンペーンを通じた広報活動により手洗いマイスターの活動がますます注目されることが予想されるので、各支部のさらなる取り組みを進めるため、以下により支援します。

①手洗いマイスター活動活性化に向けたスローガン設定

○「手洗いマイスターがつなぐ、食の安心の輪」

②手洗いマイスター活動支援助成金の交付（別紙-7、P.45～46）

③ステッカーの頒布

- ・手洗い宣言（手洗いマイスターによる講習修了者用、100円/1枚）
- ・手洗いマイスターkids（子供向け手洗い教室参加者用、有償）
- ・手洗いマイスターのいる店（手洗いマイスター用、無償）

④農林水産省「手洗いマイスターKids」との協働

⑤支部が開催する手洗い講習会資料等の作成・配付

(4) 食品衛生指導員全国研修会の実施【公1：自主衛生管理体制の推進】

食協活動の根幹である食品衛生指導員活動の活性化を図るため、次世代のリーダーの育成、食品衛生指導員としての技術の研鑽を目的に食品衛生指導員全国研修会を引き続き開催します。

令和8年度より、ホテル・会場費の価格高騰や物価高騰の影響のため、年1回(会場)の開催とし、東日本と西日本を隔年で開催します。

【令和8年度開催予定】

9月8日(火)～9日(水)

大阪会場（ホテルマイステイズ新大阪コンファレンスセンター）

(5) 顕彰活動及び体験発表【公1：自主衛生管理体制の推進】

1) 食品衛生全国大会の開催

- ・食品衛生功労者・食品衛生優良施設表彰式（厚生労働大臣表彰、会長表彰）
- ・食品衛生指導員全国大会（理事長表彰、体験発表、食品衛生指導員活動優秀支部・支所表彰）

2) ブロック大会の開催

- ・厚生労働省健康・生活衛生局長表彰、食品衛生指導員体験発表

3) その他

- ・退任される支部・支所役職員、食品衛生指導員への会長感謝状の贈呈、支部創立記念における会長感謝状の贈呈及び支部常勤役員等に対する理事長感謝状の贈呈

(6) 食品衛生指導員活動中の事故に対する見舞金給付【公1：自主衛生管理体制の推進】

- ・交通災害、天災、熱射病等の災害事故

(7) その他（出版物等の発行・販売）【公1：自主衛生管理体制の推進】

- ・月刊「食と健康」の月間普及目標部数（食品衛生指導員委嘱者数）の設定（別紙-8、P.47）
- ・「食と健康（定期購読）」普及推進費の交付

2. 食品衛生知識向上のための普及啓発

食品衛生に関する知識向上を図るための普及啓発事業を通して、公衆衛生の向上と国民の健康増進に寄与するため、次の事業を実施します。

(1) 指導・助言事業【公2：食品衛生知識向上のための普及啓発】

1) 食品施設の指導助言等

2) 専門家の講師派遣等

近年の物価の上昇を踏まえ、講師派遣等に係る請求単価を見直します。

3) 食の安全相談ダイヤル（WEB・電話）の受付

(2) 啓発事業【公2：食品衛生知識向上のための普及啓発】

1) 食品衛生知識向上のための講習会の開催および支部との共催

- ・HACCP 関連講習会

近年の物価の上昇を踏まえ、受講料を見直します。

- ・食品衛生懇話会、食品衛生特別講演会
- ・その他の講習会

2) その他

- ・2027年食品衛生手帳の発刊

2027年食品衛生手帳より、定価を下記の通り改定します。支部支所は割引価格で納品します。

	改定後	現行
定価	660円(税込)	550円(税込)

- ・関連する出版物等（ポスター、リーフレット、食品衛生教育シリーズ、DVD等）の発行・販売
- ・書籍等の預け入れ、保管から発送までの一元管理により経費削減

(3) 食品衛生月間事業【公2：食品衛生知識向上のための普及啓発】

- ・ポスター、啓発用品、衛生用品等の頒布

(4) ノロウイルス食中毒予防強化期間事業【公2：食品衛生知識向上のための普及啓発】

- ・厚生労働省、文部科学省、農林水産省、消費者庁等と連携した事業の実施（11～2月）
- ・ノロウイルス食中毒の予防と対策に係る講習会の開催
- ・ノロウイルス食中毒予防に関する資料の作成
- ・支部実施事業への助成制度の実施（別紙-9、P.48）
- ・ポスター、リーフレット、衛生用品等の頒布

(5) 情報提供事業【公2：食品衛生知識向上のための普及啓発】

- ・ホームページでの普及啓発コンテンツの制作及び掲載
- ・メールマガジンの配信

3. 飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止する事業

食中毒等食品事故の発生を防止する事業を通して、公衆衛生の向上と国民の健康増進に寄与するため、次の事業を実施します。

(1) 人材育成事業【公3：飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止する事業】

1) 食品衛生法等に基づく資格取得講習会の開催

- ・食品衛生管理者及び食鳥処理衛生管理者の資格取得講習会を開催し、近年の物価の上昇を踏まえ、受講料を見直します。

2) 食品衛生法等に基づく資格取得講習会の支援

- ・食品衛生責任者養成講習会と食品衛生責任者実務講習会の支援
 - e ラーニングによる食品衛生責任者養成講習会と食品衛生責任者実務講習会のシステム運用の利便性向上や、コンテンツの作成・更新を行い、実施を希望する支部に

対して緊密な連携を図り、支援を行います。

- ・食品衛生責任者養成講習 eラーニングの『標準的な受講料の内訳資料』を令和9年度より下記の表のとおり改定します。

	改定後（令和9年度より）	現行（令和8年度まで）
本部経費（税込）	9,240円	8,000円
支部経費（税込）	2,860円	2,000円
合計（税込）	12,100円	10,000円

普及奨励金（税込）	5,000円	5,000円
-----------	--------	--------

3) HACCP 人材育成事業の実施

以下の研修会の充実を図りながら実施するとともに、近年の物価の上昇を踏まえ受講料を見直します。

- ・輸出促進に向けた HACCP に関する研修
- ・HACCP に沿った衛生管理を行う事業者へ適切な指導・助言ができる人材を育成するための指導者養成研修
- ・食品衛生に関する基礎講座として、eラーニング講座

4) HACCP 普及指導員資格付与事業の実施

5) 検査技術向上のための講習会の開催

6) 食品衛生に関する国際協力

7) 関連する出版物の発行・販売

- ・令和9年度使用「新訂 食品衛生責任者ハンドブック第4版」の発行と価格改定
近年続いた用紙価格の高騰、インクなどの資材費や運送費用等の値上がりにより印刷製本費用が上昇したため、令和9年度使用の第4版より、納品価格を改定します。

なお、本書は令和7年度より一般販売は行っていません。

	改定後（令和9年度より）	現行（令和8年度まで）
支部支所 納品価格（税込）	990円	704円

(2) 食品検査・調査・研究事業【公3：飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止する事業】

1) 食品等の安全性確保のための検査の実施

①食品衛生法、医薬品医療機器等法、食品表示法に基づく検査等の実施

当協会の食品衛生研究所は、食品衛生法、医薬品医療機器等法の登録検査機関として同法に基づく検査のほか、食品等の安全性確保のため次の試験検査を実施します。

ア 一般依頼検査

栄養成分分析、海外向け栄養表示試験（米国、香港を含む 11 か国）、無機成分分析、ビタミン類分析、油脂分析、酸価・過酸化値試験、糖類分析試験、食品衛生法規格試験、動物用医薬品分析試験）、器具容器包装試験、微生物試験、特定アレルギー物質検査、放射性物質検査等

イ 輸入食品検査

輸入食品の食品添加物、器具・容器包装規格、カビ毒等自主検査、検疫所アウトソーシング検査等

ウ JHFA マーク規格試験

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会による認定健康食品（JHFA マーク）制度に伴う試験

エ 業界自主検査

業界団体の定める自主規格の定期検査（冷凍めん、不織布おしぼり、布おむつ、飲料用シロップ等）

オ 製品検査

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく命令検査

カ 薬機法関連試験

日本薬局方、日本薬局方外医薬品規格、医薬部外品原料規格、医薬品添加物規格等に基づく試験等

キ その他

薬局等講造設備規則に基づく薬局等との設備利用契約等

②食品衛生研究所の収支バランス改善

食品衛生研究所における収益の増加及び経費の削減を図るため、以下の対応を進めます。

ア 海外向け栄養表示試験、器具容器包装の規格試験等の強化

イ 薬機法関連試験等の強化

ウ 検査業務の効率化による人材活用の推進

エ 施設設備の修繕及び保守点検についてランニングコストをふまえた中期計画の策定

オ 検査用器具、試薬等消耗品及び管理費等のコスト削減

カ 「研究所あり方検討委員会」を開催し、中期的な研究所事業の見直し

③食品衛生協会検査機関連絡協議会の運営

日食協本部及び各支部の検査機関において、食品等の安全性確保を目的とした試験検査技術の向上及び検査事業運営に関する相互連携のため、食品衛生協会検査機関連絡協議会を運営します。

2) 食品等の安全性確保に関する調査及び研究

- ・食品衛生法改正事項実態把握等事業（予定）
- ・一般社団法人食品衛生登録検査機関協会等を通じての食品等安全確保のための試験法に関する調査及び研究
- ・コーデックス規格の調査等

3) その他

- ・「新訂 早わかり食品衛生法 第8版」の発刊と価格改定

令和8年度発刊の第8版より、定価を下記の通り改定します。

改定後	現行
6,600円(税込)	5,280円(税込)

(3) 食品輸出に関する支援事業【公3：飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止する事業】

- ・都道府県等職員、食品事業者の人材養成支援

(4) 災害支援事業【公3：飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止する事業】

自然災害に際し、被害に遭われた会員等の支援活動

Ⅲ 収益等事業

1. 会員のための保険業（認可特定保険業）

令和8年度も、「あんしんフード君」を中心に以下の事業展開により加入推進を強化します。

(1) 「あんしんフード君」の推進について【他1: 会員のための保険業（認可特定保険業）】

1) 「あんしんフード君」目標件数の設定（別紙-10、P.49）

「あんしんフード君」の年間目標件数（全国）を2事業年度前「食品営業賠償共済」加入実績（あんしんフード君を含めた全体件数）とし、基準会員数により按分し支部へ割り当てます。なお、令和8年度の年間目標件数（全国）は、262,313件（令和6年度末実績）とします。

2) 推進目標に対する達成率及び増加件数に応じた報奨金（報奨基準は、42～43ページ参照）

【報奨金ア】

前年度実績を上回った支部に推進目標に対する達成率に応じて報奨金を交付します。

【報奨金イ】

「あんしんフード君」の前年度からの増加件数に基づき報奨金を交付します。

3) 「食品営業賠償共済」Web受付システム移行にかかる補助金

【交付対象】

「食品営業賠償共済」Web受付システムを使用し、加入受付事務、契約及び実績管理を行っている支部支所

【交付金額】

支部支所：年額 12,000円（令和7年度から3年間限度）

【交付月】

年1回：6月

4) 「あんしんフード君」加入増強推進費

【交付対象】

支所

【交付金額】

交付金A：「あんしんフード君」前年度実績からの増加件数1件あたり、500円

交付金B：全体加入件数100件以上の食協において「あんしんフード君」加入割合が80%以上の場合、30,000円。ただし、前年度と比較し「あんしんフード君」加入件数が減少した場合は対象外とします。

【交付月】

年1回：前年度実績に基づき、6月

5) 推進強化のための会議開催

「あんしんフード君」推進のために支部が開催する推進会議に対し、会議費補助として1開催当たり30,000円を年1回まで補助します。ただし、会議時間は1時間以上とし、日食協共済担当職員が出席（Web参加を含む。）した場合に限ります。

6) 「食品営業賠償共済」制度改定について

将来的に「あんしんフード君」を柱とした共済事業の展開を図るため、加入者及び支部支所が判断しやすい業種への整理等を検討します。

7) 普及推進員制度の見直しについて

8) その他の推進対策

- ・業種別組合等団体加入者に対する取組
- ・食品製造業等業種別加入推進の取組
- ・「あんしんフード君」と「食の安心・安全・五つ星事業」の連携
- ・推進用募集ツールの作成・配布
- ・加入促進用品の作成・配布

(2) 令和8年度の事務費及び各種交付の支払い基準一覧

【他1：会員のための保険業（認可特定保険業）】

区 分	支払い基準
支部・支所事務費（内税）	「あんしんフード君」：掛金の23% 「食品営業賠償共済」：掛金の22% 「休業補償特約」：掛金の22% 「傷害補償特約」：掛金の10% 「現金盗難等補償特約」：掛金の10% 「旅館宿泊者賠償特約」：掛金の10%
推進対策費	前年度加入件数に対し、1件あたり100円
食品安全対策補助費	交付額算出表に基づき、交付（別紙-11、P.50）
「あんしんフード君」目標件数等に 応じた報奨金	【報奨金ア】 ・達成率に応じ交付 90%以上 30万円 80%以上90%未満 20万円 70%以上80%未満 15万円 60%以上70%未満 10万円

	【報奨金イ】 ・増加件数 100 件につき 50,000 円
--	--

2. 所有する不動産の管理運営に関する事業【収1：所有する不動産の管理運営に関する事業】

- ・食品衛生センター（東京都台東区）及び食品衛生研究所（東京都町田市）の管理運営
食品衛生センター（東京都台東区）においては、6 階講堂・会議室を特別会員向けに貸し出し、施設の有効活用と会員へのサービスの提供を促進します。

3. その他の事業【収2：その他の事業】

- ・食品衛生関連頒布品の販売
- ・食協生命共済保険の実施
- ・全国食品衛生主管課長連絡協議会の支援
- ・公益目的以外の出版物の発行・販売
- ・食品衛生行政担当者名簿の発刊と価格改定

令和8年度版より、定価を下記の通り改定します。

改定後	現行
4,180 円(税込)	3,300 円(税込)

令和8年度ブロック連絡協議会・大会日程

会議名	日付	時間	開催場所	住所	協議会事務局
近畿ブロック連絡協議会	令和8年6月23日(火)	13:30	リーガロイヤルホテル京都	京都市下京区東堀川 通り塩小路下ル松明町 1番地	兵庫県
近畿ブロック大会	令和8年6月23日(火)	15:00	リーガロイヤルホテル京都	京都市下京区東堀川 通り塩小路下ル松明町 1番地	
九州ブロック連絡協議会 指導員部会長会議・事務局会議・ 支部長会議	令和7年7月1日(水)	13:30	アートホテル宮崎スカイ タワー	宮崎市高千穂通2-1- 261	鹿児島県
九州ブロック連絡協議会	令和7年7月1日(水)	16:00	アートホテル宮崎スカイ タワー	宮崎市高千穂通2-1- 261	
九州ブロック大会	令和7年7月2日(木)	9:30	シーガイア・コンベンション センター	宮崎市山崎町浜山	
関東甲信越ブロック連絡協議会	令和8年7月9日(木)	13:00	富士山温泉 ホテル鐘山苑	山梨県富士吉田市上 吉田東9丁目1-18	山梨県
関東甲信越ブロック大会	令和8年7月9日(木)	14:30	富士山温泉 ホテル鐘山苑	山梨県富士吉田市上 吉田東9丁目1-18	
北海道・東北ブロック連絡協議会 事務局長会議・指導員部会長会議・ 共済部会長会議	令和8年7月15日(水)	14:30	あきた文化産業施設 松下	秋田市千秋公園1-3	仙台市
北海道・東北ブロック連絡協議会	令和8年7月15日(水)	15:30	あきた文化産業施設 松下	秋田市千秋公園1-3	
北海道・東北ブロック大会	令和8年7月16日(木)	14:00	あきた芸術劇場ミルハス	秋田市千秋明徳町2- 52	
東海北陸ブロック連絡協議会	令和7年7月16日(木)	13:00	ひだホテルプラザ	岐阜県高山市花岡町2 丁目60	岐阜県
東海北陸ブロック大会	令和7年7月16日(木)	14:15	ひだホテルプラザ	岐阜県高山市花岡町2 丁目60	
東海北陸ブロック連絡協議会 支部長会議・食品衛生指導員部会長・ 事務局長合同会議	令和7年7月17日(金)	9:30	ひだホテルプラザ	岐阜県高山市花岡町2 丁目60	
中・四国ブロック連絡協議会	令和8年7月17日(金)	10:00	ホテルグランヴィア広島	広島市南区松原町1-5	鳥取県
中・四国ブロック連絡協議会 協議機関	令和8年7月17日(金)	11:00	ホテルグランヴィア広島	広島市南区松原町1-5	
中・四国ブロック大会	令和8年7月17日(金)	13:30	ホテルグランヴィア広島	広島市南区松原町1-5	

手洗いマイスター活動支援助成制度仕様書

公益社団法人日本食品衛生協会

1. 目的

公益社団法人日本食品衛生協会（以下「日食協」という。）が示す「手洗いマイスター制度要綱」の目的達成のため、都道府県市食品衛生協会（以下「支部」という。）等が開催する手洗い講習会の開催に係る経費を補助する。

2. 助成対象

助成の対象は、支部・支所が開催する講習会又は支部・支所から講師等を派遣する講習会であって、以下に掲げるものとする。

なお、当講習会を HACCP 等食品衛生に関する講習会に組み込み開催した場合においても、助成の対象とする。但し、他の助成と重複した場合は対象外とする。

- (1) 手洗い講習会であること。
- (2) 手洗いマイスターが講師等を行うこと。
- (3) 食品関係事業者等が参加する講習会であること。
- (4) 講習会で要した経費（会場借料、講師謝金、資料代（テキスト、DVD 等）、印刷製本費、消耗品費、手洗い講習会受講済シール代等）とする。なお、飲食代については含まない。
- (5) 当年4月1日～翌年2月末日までに実施した事業を対象とする。

3. 手洗い講習会カリキュラム

2. (1) の手洗い講習会は、次のテキスト及び内容で行うものとする。

(1) テキスト

テキストとして日食協発刊「食中毒・感染症を防ぐ！！ 衛生的な手洗い」を使用すること。

(2) 次の内容を含むものであること。

（講義）手洗い指導の理論

（実践）手洗いの実践

4. 助成額

支部ごとに、手洗いマイスターが衛生的な手洗い普及のために実施する講習会に対して年間 15 万円を限度に助成する。

ただし、経費総額がそれぞれ上限に満たない場合は実費分を交付するものとする。

5. 申請方法

支部は、開催した講習会を取りまとめ、「手洗い講習会実施報告書」（様式第1）並びに「手洗い講習会に係る経費明細及び助成金申請書」（様式第2）を、毎年3月10日までに日食協へ提出する。

6. 交付

日食協は、支部からの申請内容を確認し、「手洗い講習会に係る助成金交付決定通知書」（様式第3）により助成金額を通知するとともに、毎年3月末日までに交付するものとする。

7. 手洗い講習会受講済シールの頒布

本講習会終了時に受講者に配布する「手洗い講習会受講済シール」は日食協が作成し、支部へ頒布する。

附則

1. 本制度は、令和2年4月1日より施行し、令和5年3月31日までとする。
2. 本制度は、令和4年4月1日より施行し、令和7年3月31日までとする。
3. 本制度は、令和7年4月1日より施行し、令和9年3月31日までとする。

様式

- 第1 実施報告書
- 第2 経費明細及び助成金申請書
- 第3 助成金交付決定通知書

令和8年度 月刊「食と健康」の月間普及目標部数

支 部 名		R8年度目標部数 (R6年度食品衛生 指導員委嘱数)	支 部 名		R8年度目標部数 (R6年度食品衛生 指導員委嘱数)	
北海道・東北ブロック	北海道	2,877	近畿ブロック	滋賀県	517	
	青森県	431		京都府	314	
	岩手県	676		大阪府	977	
	宮城県	587		兵庫県	642	
	秋田県	407		奈良県	324	
	山形県	613		和歌山県	494	
	福島県	477		京都市	317	
	札幌市	191		神戸市	106	
	仙台市	178				
関東甲信越ブロック	茨城県	1,103	中・四国ブロック	鳥取県	211	
	栃木県	739		島根県	483	
	群馬県	1,470		岡山県	576	
	埼玉県	460		広島県	698	
	千葉県	1,143		山口県	400	
	東京都	2,756		徳島県	464	
	神奈川県	1,121		香川県	245	
	新潟県	1,703		愛媛県	466	
	山梨県	557		高知県	435	
	長野県	1,188		広島市	231	
	さいたま市	133		九州ブロック	福岡県	608
	千葉市	157			佐賀県	327
	横浜市	437			長崎県	579
	川崎市	333			熊本県	842
		大分県	389			
		宮崎県	327			
		鹿児島県	391			
東海北陸ブロック	富山県	505	沖縄県	477		
	石川県	329	北九州市	124		
	福井県	266	福岡市	166		
	岐阜県	727				
	静岡県	1,922				
	愛知県	1,285				
	三重県	1,378				
	名古屋	200				
		合 計	38,479			

「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業助成制度仕様書（令和8年度）

1. 目的

「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業において、実施要領5（1）の日本食品衛生協会（以下「日食協」という。）の実施事業5に基づき、5（2）に掲げる都道府県市食品衛生協会（以下「支部」という。）および地区食品衛生協会（以下「支所」という。）の実施事業について助成することを目的とする。

2. 助成対象

助成の対象は、実施要領5（2）1）に基づく事業であり、以下に該当するものとする。

- （1）支部および支所主催により開催するノロウイルス食中毒予防に関する講習会、懇話会、意見交換会、手洗い教室等の経費（会場借料、資料代（テキスト、DVD等）、講師謝金等）。

なお、参加人数については概ね、30名以上の催しを対象とする。

- （2）令和8年10月1日～令和9年2月末までに実施した事業を対象とする。

3. 助成額

- （1）支部管内において**総額25万円**を限度とする。
ただし、開催1回につき**10万円**を限度とする。
- （2）限度額に満たない場合は、実費を助成する。

4. 申請

助成を申請する場合は、支部管内の催しについて支部代表者が取りまとめ、令和8年12月末までに様式第1号により提出する。

5. 報告

申請者は、事業実施後、様式第2号により2週間以内に報告書を提出する。

ただし、最終事業が2月の場合にあつては、1週間以内に報告書を提出する。

6. 交付

日食協は、上記5による報告書を確認後、様式第3号により通知をし、交付するものとする。

令和8年度「あんしんフード君」目標件数一覧表（案）

	支 部 名	基準会員数	あんしんフード君 目標件数		支 部 名	基準会員数	あんしんフード君 目標件数	
北海道・東北ブロック	北 海 道	39,114	7,531	近畿ブロック	滋 賀 県	13,982	2,692	
	青 森 県	17,078	3,288		京 都 府	11,083	2,134	
	岩 手 県	14,171	2,729		大 阪	105,608	20,335	
	宮 城 県	13,540	2,607		兵 庫 県	39,064	7,522	
	秋 田 県	10,971	2,112		奈 良 県	10,290	1,981	
	山 形 県	12,557	2,418		和 歌 山 県	12,081	2,326	
	福 島 県	20,114	3,873		京 都 市	20,210	3,891	
	札 幌 市	16,951	3,264		神 戸 市	17,894	3,445	
	仙 台 市	10,434	2,009		鳥 取 県	6,514	1,254	
関東甲信越ブロック	茨 城 県	29,571	5,694	中・四国ブロック	島 根 県	8,079	1,556	
	栃 木 県	19,257	3,708		岡 山 県	19,587	3,771	
	群 馬 県	18,274	3,519		広 島 県	17,356	3,342	
	埼 玉 県	44,207	8,512		山 口 県	13,702	2,638	
	千 葉 県	41,725	8,034		徳 島 県	9,354	1,801	
	東 京 都	167,252	32,205		香 川 県	12,193	2,348	
	神 奈 川 県	31,374	6,041		愛 媛 県	15,220	2,931	
	新 潟 県	24,823	4,780		高 知 県	11,263	2,169	
	山 梨 県	10,931	2,105		広 島 市	11,843	2,280	
	長 野 県	29,313	5,644		九州ブロック	福 岡 県	29,427	5,666
	さいたま市	10,109	1,946			佐 賀 県	10,156	1,956
	千 葉 市	8,026	1,545			長 崎 県	15,205	2,928
	横 浜 市	25,597	4,929			熊 本 県	22,209	4,276
	川 崎 市	10,708	2,062			大 分 県	13,985	2,693
東海北陸ブロック	富 山 県	10,364	1,996	宮 崎 県		15,324	2,951	
	石 川 県	14,833	2,856	鹿 児 島 県		21,468	4,134	
	福 井 県	10,614	2,044	沖 縄 県		24,432	4,704	
	岐 阜 県	23,009	4,430	北 九 州 市	11,312	2,178		
	静 岡 県	39,610	7,627	福 岡 市	22,736	4,378		
	愛 知 県	46,322	8,919	合計				
	三 重 県	19,904	3,832			1,362,319	262,313	
名 古 屋 市	29,989	5,774						

※令和6年度末全体実績262,313件(その他除く)を令和8年度基準会員数にて按分

令和8年度「食品安全対策補助費」交付額算出表(案)

支 部 名	基準掛金	共済金	① 加入率	給付率 (基準掛金に 対する共済金 の割合)	② 給付率に 対する交付率	①' 加入率による 交付額	②' 給付率による 交付額	①' + ②'	備 考	
北海道・東北ブロック	北海道	52,929,631	29,195,816	49.5	55.2%	1.0%	239,756	185,185	424,941	○「食品安全対策補助費」交付額の決定 全体交付額を3,000万円とし、令和2年度から令和6年度までの平均基準掛金額に基づき、「食品営業賠償共済」平均加入率と平均共済金支払給付率を勘案して交付する。 ○各支部への交付額の算出方法 ①加入率による交付額 全体交付額の2分の1(1,500万円)を各支部の加入率に案分比をかけて算出する。 ②給付率による交付額 全体交付額の2分の1(1,500万円)を下記の基準により、案分比をかけて算出する。 1. 給付率10%以下…5% 2. 給付率10%～20%未満…3% 3. 給付率20%～30%未満…2% 4. 給付率30%以上…1%
	青森県	21,141,569	8,722,015	50.3	41.3%	1.0%	243,631	185,185	428,816	
	岩手県	28,495,730	5,595,395	57.6	19.6%	3.0%	278,989	555,556	834,545	
	宮城県	24,460,800	8,905,090	61.0	36.4%	1.0%	295,457	185,185	480,642	
	秋田県	21,909,514	5,927,293	94.6	27.1%	2.0%	458,200	370,370	828,570	
	山形県	22,917,383	22,691,460	72.3	99.0%	1.0%	350,189	185,185	535,374	
	福島県	40,392,566	16,195,649	62.5	40.1%	1.0%	302,722	185,185	487,907	
	札幌市	14,027,957	10,726,195	24.0	76.5%	1.0%	116,245	185,185	301,430	
仙台市	12,299,676	8,941,402	42.6	72.7%	1.0%	206,335	185,185	391,520		
関東甲信越ブロック	茨城県	46,651,287	12,212,266	71.7	26.2%	2.0%	347,283	370,370	717,653	
	栃木県	27,375,315	9,556,604	51.1	34.9%	1.0%	247,506	185,185	432,691	
	群馬県	21,895,161	6,102,457	46.3	27.9%	2.0%	224,267	370,370	594,627	
	埼玉県	34,521,193	27,180,543	21.3	78.7%	1.0%	103,168	185,185	288,353	
	千葉県	40,644,893	12,921,630	42.9	31.8%	1.0%	207,788	185,185	392,973	
	東京都	51,876,042	30,624,984	7.9	59.0%	1.0%	38,264	185,185	223,449	
	神奈川県	24,761,778	6,790,565	38.0	27.4%	2.0%	184,055	370,370	554,425	
	新潟県	60,174,434	30,906,974	70.7	51.4%	1.0%	342,439	185,185	527,624	
	山梨県	13,612,586	2,866,868	49.0	21.1%	2.0%	237,334	370,370	607,704	
	長野県	70,417,048	31,156,591	85.5	44.2%	1.0%	414,124	185,185	599,309	
	さいたま市	4,679,039	1,041,169	13.3	22.3%	2.0%	64,419	370,370	434,789	
	千葉市	2,692,847	143,881	18.8	5.9%	5.0%	91,059	925,926	1,016,985	
横浜市	11,523,244	2,390,786	21.3	20.7%	2.0%	103,168	370,370	473,538		
川崎市	7,145,512	4,030,993	21.8	56.4%	1.0%	105,589	185,185	290,774		
東海北陸ブロック	富山県	27,789,865	7,601,884	66.8	27.4%	2.0%	323,549	370,370	693,919	
	石川県	16,268,501	4,647,623	39.2	28.6%	2.0%	189,867	370,370	560,237	
	福井県	14,091,563	23,296,526	46.5	165.3%	1.0%	225,225	185,185	410,410	
	岐阜県	42,438,315	18,571,115	60.8	43.8%	1.0%	294,488	185,185	479,673	
	静岡県	73,275,885	31,706,556	68.7	43.3%	1.0%	332,752	185,185	517,937	
	愛知県	69,032,649	25,487,035	49.9	36.9%	1.0%	241,693	185,185	426,878	
	三重県	24,591,218	12,902,063	43.4	52.5%	1.0%	210,210	185,185	395,395	
	名古屋市	13,981,355	11,119,740	7.6	79.5%	1.0%	36,811	185,185	221,996	
	滋賀県	18,490,255	3,921,234	37.3	21.2%	2.0%	180,665	370,370	551,035	
近畿ブロック	京都府	12,542,072	4,006,532	38.4	31.9%	1.0%	185,992	185,185	371,177	
	大阪府	23,106,077	10,922,761	5.3	47.3%	1.0%	25,671	185,185	210,856	
	兵庫県	46,639,972	16,448,595	44.5	35.3%	1.0%	215,538	185,185	400,723	
	奈良県	13,570,280	4,703,437	49.5	34.7%	1.0%	239,756	185,185	424,941	
	和歌山県	16,907,996	10,892,982	42.3	64.4%	1.0%	204,882	185,185	390,067	
	京都市	13,511,358	3,006,348	18.6	22.3%	2.0%	90,090	370,370	460,460	
	神戸市	9,569,260	28,672,182	14.2	299.6%	1.0%	68,778	185,185	253,963	
中・四国ブロック	鳥取県	13,304,377	3,957,608	51.6	29.7%	2.0%	249,927	370,370	620,297	
	島根県	16,183,419	7,377,433	91.3	45.6%	1.0%	442,216	185,185	627,401	
	岡山県	46,118,274	21,120,055	78.5	45.8%	1.0%	380,219	185,185	565,404	
	広島県	29,445,188	9,196,749	61.5	31.2%	1.0%	297,879	185,185	483,064	
	山口県	28,290,191	16,259,719	77.2	57.5%	1.0%	373,922	185,185	559,107	
	徳島県	14,767,672	6,606,582	79.3	44.7%	1.0%	384,094	185,185	569,279	
	香川県	25,460,596	13,587,721	61.8	53.4%	1.0%	299,332	185,185	484,517	
	愛媛県	27,797,579	18,136,349	80.2	65.2%	1.0%	388,453	185,185	573,638	
	高知県	25,133,667	12,556,373	89.8	50.0%	1.0%	434,951	185,185	620,136	
	広島市	12,267,684	4,435,305	30.5	36.2%	1.0%	147,728	185,185	332,913	
九州ブロック	福岡県	42,741,329	9,801,084	68.0	22.9%	2.0%	329,362	370,370	699,732	
	佐賀県	19,050,614	8,932,344	69.8	46.9%	1.0%	338,080	185,185	523,265	
	長崎県	22,713,007	19,184,282	85.1	84.5%	1.0%	315,315	185,185	500,500	
	熊本県	27,075,414	7,918,627	56.6	29.2%	2.0%	274,145	370,370	644,515	
	大分県	23,591,028	20,345,857	77.5	86.2%	1.0%	375,375	185,185	560,560	
	宮崎県	37,158,052	16,354,137	107.7	44.0%	1.0%	521,651	185,185	706,836	
	鹿児島県	29,379,432	14,097,575	65.7	48.0%	1.0%	318,221	185,185	503,406	
	沖縄県	62,934,549	12,046,654	86.5	19.1%	3.0%	418,967	555,556	974,523	
	北九州市	14,663,111	12,456,114	53.5	85.0%	1.0%	259,130	185,185	444,315	
	福岡市	21,494,960	11,012,365	37.8	51.2%	1.0%	183,086	185,185	368,271	
	その他	6,571,234	0	-	-	-	-	-	-	
合 計	1,638,493,163	758,126,182	44.3	46.3%	1.4%	14,999,997	14,999,988	29,999,985		

※各交付額の総額については、各支部における加入率および給付率に案分比をかけて算出しているため、1,500万円とならない場合があります。